

新型インフルエンザワクチン優先接種に関する説明会について（報告）

日時：2009年10月27日（火）18:30～20:00

場所：難病のこども支援全国ネットワーク会議室（東京都文京区）

報告：特定非営利活動法人日本IDDMネットワーク事務局長 岩永幸三

講師：正林厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室長

今後の新型インフルエンザ対策について ワクチン接種の基本方針

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/infu091002-02.pdf>

1 ワクチン接種の目的

- ・ 重症化等の防止には一定の効果が期待
- ・ 感染防止の効果は保証されていない

死亡者や重症者の発生をできる限り減らす
感染防止を目的とするものではない

2 優先接種の対象者

1 型糖尿病患者は、医療従事者に次ぐ優先接種の対象者である。

3 接種スケジュールの目安

1 型糖尿病患者（基礎疾患の中でも最優先群）は、11月からスタート。
具体的なスケジュール等は主治医や市町村に問い合わせを

4 費用負担

6,150円（1回目 3,600円、2回目 2,550円）
市町村による負担軽減措置有り

5 ワクチンの有効性、安全性

- ・ 重症化、死亡の防止に一定の効果が期待。感染防止、流行阻止の効果は保証されていない。
- ・ 稀ではあるが重篤な副作用も起こりうる。
異物を体内に入れるのだから副作用は確実にある（軽度は100%有る）

6 ワクチン接種の効果とリスクを理解した上で接種を

新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準

1 下記の疾患・状態で入院中又は通院中の者を新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする。

- ・ 糖尿病 インスリンによる治療を必要とする者
- ・ 小児科領域の慢性疾患

2 ワクチンの供給量が限られており、最優先して接種する者の基準を以下に示す。

< 糖尿病の中の最優先対象基準 >

- ・ インスリン療法を必要とする者

< 小児科領域の慢性疾患の中の最優先対象基準 >

- ・ 糖尿病（特にインスリン使用中の児）= 1 歳から高校生に相当する年齢の者までの分野にかかわらず小児慢性特定疾患受給者証を持参している者
0 歳児は接種の有効性を示す確証は認められないとされており、1 歳以上の小児が接種対象。

最終的には医師の判断となる。主治医（かかりつけ医）に相談を

質疑

【質問】季節性インフルエンザワクチンとの同時接種について

【回答】国内産は医師が必要と認めれば接種して良い。輸入のものは治験がない（わからない）のでとりあえず控えて欲しい。

【質問】患者は主治医からの連絡を待って対応した方がよいのか。

【回答】早ければ早い方が良い。10 月中に医療者は終わる。基礎疾患を有する者は 11 月からスタートする。まずは予約を。

【質問】小児慢性特定疾患受給者証を持っていない 20 歳以上の患者はどうやって証明するのか。

【回答】国はこの手引き（新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準）に書いていることが精一杯である。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/pdf/inful_list_e.pdf

ぎりぎりのエビデンス（根拠）はない。主治医の判断である。

【質問】接種できる医療機関は国との委託契約が必要となっている。受託医療機関が主治医のいる医療機関ではない場合はどうなるのか。

【回答】受託医療機関でない場合は、主治医が発行する「優先接種対象者証明書」が必要となる。主治医への相談が第一である。

受託医療機関であるかどうかは都道府県や市町村に問い合わせを。

岩永注：まずは都道府県や市町村のHPをご覧ください。

主治医のいる病院が受託医療機関である場合は、優先接種対象者証明書は不要である。

【質問】無料の医療券（市町村によっては一定年齢以下の子どもの医療費を無料にしているところがあります）を使っており小児慢性特定疾患受給者証は持っていない。この場合は、優先接種対象者証明書が必要なのか。

【回答】無料の医療券では不可。この場合は主治医が書いた優先接種対象者証明書が必要となる。

【質問】優先接種対象者証明書は「主治医」と「かかりつけ医」のどちらに書いてもらうのか。

【回答】わかっている先生に発行してもらえば良い。国は厳密には区別していない。

【質問】不明な点はどこに問い合わせたら良いか。

【回答】厚生労働省の新型インフルエンザ対策推進室にかけられると業務に支障が出る。まずは地方自治体へ問い合わせを。大半は地元の自治体で解決できるはず。

< 参考：都道府県による新型インフルエンザ相談窓口 >

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090430-02.html>

< 参考：佐賀県のホームページ >

http://www.pref.saga.lg.jp/web/_31578.html

かなり詳細な情報が掲載されています。

以上、報告します。